

## 病第3号議案

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第63条第2項第4号」を「第63条第2項第5号」に、「第64条第2項第4号」を「第64条第2項第5号」に改める。

第11条第3項第2号中「同条第27項」を「同条第28項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（使用料及び手数料）

第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。）を利用する者（横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。）は、次に掲げる額（横浜市立市民病院にあつては第6号、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにあつては第4号及び第5号に掲げる額を除く。）の使用料又は手数料を納付しなければならない。

（第1号省略）

- (2) 健康保険法 第63条第2項第5号 / 第63条第2項第4号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律 第64条第2項第5号 / 第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）として他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるときは、前号ア⑦に掲げる算定方法により初診料及び診療情報提供料（紹介に係るものに限る。）として算定される額の合計額に相当する額に1.08を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程（以下「規程」という。）で定める額

（第3号から第9号まで及び第2項省略）

（利用料金）

第11条 (第1項及び第2項省略)

- 3 前2項に定めるもののほか、老健施設を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を納付しなければならない。

(第1号省略)

- (2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第28項に規定する介護保健施設サービス又は同法第8条同条第27項の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という。）を受ける場合は、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が病院事業管理者の承認を得て定める額